

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路 の開発に関する基本方針の変更について

平成30年6月27日
港湾局

1) 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）

個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）

特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針（港湾法第50条の6第4項）

国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針（港湾法第50条の16第4項）

3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

- ・ 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- ・ 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- ・ 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- ・ 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- ・ 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- ・ 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- ・ 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

昭和48年
(1973年) 港湾法改正 (基本方針の策定を規定)



基本方針の策定
(昭和49年)

【港湾の中長期ビジョン】

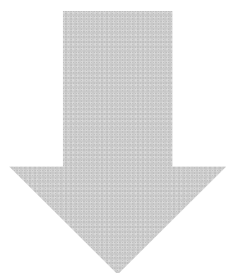
| | |
|------------------|--|
| 昭和60年 (1985年) | 21世紀への港湾 ～成熟化社会に備えた新たな港湾整備施策～ 諸機能が調和良く導入された総合的な港湾空間の 形成(ウォーターフロント開発) 港湾相互のネットワーキングの推進 |
| 平成 7年 (1995年) | 大交流時代を支える港湾 ～世界に開かれ、活力を支える港づくりビジョン～ 効率的な配置と投資の重点化(中枢・中核港湾の 配置構想) 臨海部の空間利用の再編 |



基本方針の
抜本的見直し
(昭和62年)



基本方針の
抜本的見直し
(平成8年)



審議会答申、港湾法改正



基本方針の部分的な
追記・修正
(平成12、16、…、29年)

平成30年 港湾の中長期政策「PORT 2030」とりまとめ

基本方針の見直しの必要性

現在の基本方針の記述は、平成8年に抜本的な構成を見直した後は、審議会答申や港湾法改正にあわせて数次にわたる部分的な追記・修正を行う中で、冗長的・重複的な記述が増えており、港湾計画の策定やその他の施策の指針となる考え方が認識しづらい状態となっている。

一方、今後さらに進展する少子高齢化・人口減少やアジア地域の経済発展、第4次産業革命等の国内外の社会経済情勢の展望を踏まえ、今後の港湾政策の基本的な方向性として、2030年を見据えた「中長期政策」のとりまとめを行っているところ。

今般の「中長期政策」のとりまとめを機に、冗長的・重複的な記述を改めるとともに、「中長期政策」における港湾政策の方向性や施策を踏まえつつ、基本方針の見直しを行い、国が港湾管理者等に示す指針となる考え方が認識しやすいものとなるようにする。

今後のスケジュール(案)

| | | | |
|-------|-------|-------------------|-------------|
| 平成30年 | 6月27日 | (「中長期政策」の最終取りまとめ) | |
| | | 交通政策審議会(諮問) | [法第3条の2第4項] |
| 11月頃 | } | パブリックコメント | |
| | | 港湾分科会(審議・答申案) | |
| | | 交通政策審議会(答申) | [法第3条の2第4項] |
| | | 関係行政機関の長への協議 | [法第3条の2第4項] |
| | | 港湾管理者への意見照会 | [法第3条の2第5項] |
| 12月頃 | | 基本方針変更告示 | [法第3条の2第6項] |